

平成28年度  
事業計画書



ぬくりん  
(上越市社協マスコットキャラクター)



社会福祉法人上越市社会福祉協議会

# 目 次

基 本 方 針 .....	1
平成28年度事業実施内容 .....	2
I 法人運営の円滑な実施 .....	2
1. 理事会、評議員会、監事会、専門部会の開催 .....	2
2. 経営管理体制の強化 .....	2
3. 本所・支所の機能と役割の整理 .....	2
4. 事業継続のための財政運営 .....	3
5. 人材の確保と育成 .....	3
6. 危機管理と情報の管理 .....	3
7. 支所長会議等の定例開催 .....	3
8. 広報活動による情報の提供と開示 .....	3
II 地域福祉事業・活動の推進 .....	4
1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域	
(1) 全世帯を対象とした福祉教育の推進.....	4
(2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援.....	5
2. 支え合いの活動が広がる地域	
(1) 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援.....	5
(2) 圏域に応じた小地域福祉活動の推進.....	6
3. 誰もが安心して暮らせる地域	
(1) 権利擁護支援の強化.....	6
(2) 総合相談体制の構築.....	7
(3) 災害支援体制の強化.....	8

(4) 関係者・団体への支援及び協働体制の構築	8
(5) 委託事業の実施	8
III 介護・障害福祉サービス事業等の実施	9
1. 居宅介護支援事業	10
2. 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	10
3. 通所介護（デイサービス）事業	11
4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業	11
5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業	12
6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	12
7. 地域包括支援センター事業	12
8. 障害者相談支援事業	13
9. 障害者就労支援等事業	13
10. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業	14
11. 高齢者健康支援訪問事業	14
12. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業	14
IV 施設の管理・運営事業	15

# 平成28年度 上越市社会福祉協議会 事業計画

～ 共に生き 共につくる 福祉社会を目指して ～

## 基本方針

急激な少子高齢化など、社会が大きく変化する中で、「2025年問題」への対応、さらに昨今では「一億総活躍社会」の実現などが課題となっています。このような中、国内の経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、平成27年4月から実施された介護保険制度の改定により介護報酬は大幅な減額となり、収支状況は一層厳しい状況が続いております。

また、社会福祉法人制度改革により社会福祉を取り巻く環境も大きく変わることが予想されており、社会福祉法人は、今後とも福祉の担い手として地域の住民の期待に応えていかなければなりません。社会福祉法改正法案は、現在国会で審議されていますが、社会福祉法人は、法人組織の見直しやガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な活動強化について見直しを求められることとなります。そのため、上越市社協も制度改革に適切に対応し「地域福祉の推進」のため、社会福祉を目的とする事業を総合的にすすめ、行政や福祉関係団体、町内会、学校、企業など様々な機関との連携や協力を図り、このネットワークを基に、地域福祉事業と介護サービス事業の一体的・総合的な展開により地域福祉を包括的に推進して、信頼と期待に応えるべく積極的な活動を行ってまいります。

上越市社協における事業・運営面では、新年度は新たに作成した第2次運営・事業実施計画に基づき、地域福祉事業と施設運営及び事業経営における課題の把握及び改善に向け、安定的な法人運営と効果的な事業活動に向けた取り組みを推進いたします。

また、上越市では、平成27年度から地域包括ケアシステム（新しい総合支援事業）地域支え合い事業が始まり、助け合いの理念に基づく住民の支え合う活動の輪が広がり始めているところです。上越市社協としても新しい総合支援事業で住民組織が主体となる地域住民相互の「助け合い・支え合い」の事業を住民自ら行い、問題の解決に取り組む活動を支援し、地域福祉事業の展開を図ってまいります。

更に、介護保険等福祉サービス事業においては、自立支援の理念を原点に、職員の技術向上や能力開発に取り組み、安全で安心な介護サービスの提供に努めるとともに、安心してサービスをご利用いただくために事業の安定的・継続的な実施に向け、健全な事業経営に努めてまいります。

## 平成28年度 事業実施内容

### I 法人運営の円滑な実施

社会福祉法人制度改革などの社会情勢の動向を見極めながら、法人運営の公益性と透明性の確保に努めるとともに、福祉サービスを安定的・継続的に実施するための財源確保に努める。また、地域住民と力を合わせて地域福祉を推進するための本所・支所の機能と役割の整理・検討を進めるとともに、人材の確保と育成に努め安全・安心な福祉サービスの提供を継続することにより地域に信頼される社協づくりを推進する。

#### 1. 理事会、評議員会、監事会、専門部会の開催

法人の円滑な運営と安定した事業活動の実施のため、理事会、評議員会、監事会の開催及び専門部会の開催により、法人の重要事項を審議・決定する。

- (1) 理事会 定例年3回、必要により臨時開催
- (2) 評議員会 定例年3回、必要により臨時開催
- (3) 監事会 定例年2回、必要により臨時開催
- (4) 専門部会 必要により開催

#### 2. 経営管理体制の強化

社会福祉法人制度改革の動向を踏まえ、役員や評議員の役割や責任の範囲等を明確にするとともに、選任区分と定数の見直しの検討を進める。また、適正な財務管理を目的として会計監査人の設置を検討する。

#### 3. 本所・支所の機能と役割の整理

地域福祉の推進における住民主体による福祉活動等と連携しながら、上越市社協が担うべき役割について調査研究するとともに、本所・支所の機能と役割を整理し、地域福祉の推進に向けた体制整備を検討する。

#### 4. 事業継続のための財政運営

安定的な法人運営と継続的な事業活動展開のためには、財源の確保と健全な財政運営が必要になることから、社協活動のPRによる会費納入率の向上推進と安定した事業継続による介護報酬等収入の確保とともに、民間等助成事業の積極的な活用を図る。また、将来の事業継続に必要な資金の積立を行うことで財政基盤の強化を図る。

#### 5. 人材の確保と育成

組織が継続的に成長・発展していくために、雇用計画を策定し人材の確保を図り、社会情勢の変化に注視しながら、職員処遇の検討や職場の環境整備に務める。また、福祉サービスの質の向上を目指し、職員の資質向上と意欲向上を図るため研修体系の整備により研修を強化する。

#### 6. 危機管理と情報の管理

福祉サービス利用者の安全の確保、事故防止さらに職員の健康管理を推進するために、安全衛生委員会の活動を通して安全教育の実施と健康増進の取組を行う。また、事故や災害時における職員行動基準の点検と訓練を推進する。さらに、マイナンバー制度やメンタルヘルスチェック制度導入等に伴い、個人情報保護のための取組と体制の強化を図る。

#### 7. 支所長会議等の定例開催

日常業務の円滑な実施と安定的な事業継続のために、定例の支所長会議を開催し情報の共有化を図るとともに、経営状況についての課題把握・改善点の検討を行う。また、職員間の共通認識を高めるために、法人運営、地域福祉活動、介護事業別・職種別等の担当者会議等を開催する。

#### 8. 広報活動による情報の提供と開示

職員による広報委員会活動を通し、ホームページや広報紙を充実させることによって最新の情報を提供し、住民活動の振興及び社協事業やサービスの利用促進を図る。さらに、社会福祉法人制度改革の動向を踏まえ、財務諸表等の情報開示を推進することにより、市民の社協事業に対する理解を深める。

## II 地域福祉事業・活動の推進

平成28年度は、上越市社会福祉協議会 第2次運営・事業実施計画における5ヵ年計画の1年目として、基本目標として掲げている「住民主体による地域福祉の推進」を図るため、計画に沿った事業展開を進める。

これから目指すべき地域像を市民目線と上越市社協に求められる役割から整理し、(1) 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域 (2) 支え合いの活動が広がる地域 (3) 誰もが安心して暮らせる地域 という3つの実施方針として定め、その実現に向けて重点的に進める地域福祉事業を着実に実施していく。

また、平成27年度から上越市が実施している「地域支え合い事業」については、上越市社協も上越市からの直接委託や住民組織からの協力依頼に対応し、住民主体の取組となるよう地域に働きかけながら進めてきている。

平成28年度は、合併前上越市では8地区を受託し継続的に実施していくとともに、13区においても受託先である振興会等の住民組織と連携・協力を図り、地域住民による主体的な事業展開を支援していく。

さらに、協議体会議への参加等により地域における福祉ニーズや求められる生活支援等を把握しながら、具体的な活動につながるよう福祉の専門職として関わりその役割を果たしていくことで、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりを進めていく。

### 1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

#### (1) 全世帯を対象とした福祉教育の推進

##### ①福祉教育推進事業

学校に働きかけ、児童や生徒への福祉教育を継続的に実施していくとともに、地域住民や企業、団体等に対する福祉教育の進め方を検討し、全世代を対象とした取組を広げていく。

また、教育関係者や福祉関係者等の参画により、福祉教育プログラムの開発や啓発用ガイドブックの作成など福祉教育を推進していくための方策について協議ができる場の設置に向けた取組を進める。

## ②福祉大会・まつり事業

全市を対象とした「社会福祉大会」、支所単位での「福祉まつり」などをいずれも地域住民や団体等の参画による実行委員会形式により開催し、市民目線でのテーマ設定や企画により福祉の啓発や意識づけを図るとともに上越市社協の認知度を高めるためのPRに努める。

## (2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

### ①ボランティアセンター事業

市民によるボランティア活動が一層活発化し市内全域に広がるよう、行政、くびき野NPOボランティアセンターとの役割分担、連携強化に向けた協議を進める。

また、地域の中にボランティア活動者を増やしていくための「ボランティア養成」と、既にボランティア活動を実践されている方々がより充実した取組となるようフォローアップしていく「ボランティア育成」の全体計画を策定する。

### ②ほっと安心生活サポーター事業

高齢者に限らず、障がいのある方や母子・父子世帯の方などを利用会員とし、その依頼に基づいて提供会員との調整を行い、日常生活に必要なサービスを有償で提供する。

また、サービスの担い手である提供会員増を図るため、事業説明会及び研修会を実施する。

## 2. 支え合いの活動が広がる地域

### (1) 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援

#### ①住民福祉会設置事業

身近な地域で、住民が主体的に独自性のある細やかな福祉活動を実践していく「住民福祉会」の設置に向けて事業実施要綱を策定するとともに、住民説明会や意向調査を行い、地域の実情を把握しながらモデル地区を選定して具体的な協議を進める。



## (2) 圏域に応じた小地域福祉活動の推進

### ①地域懇談会

地域の福祉課題・ニーズの把握、上越市社協への意見や要望の聴取、事業のPRを目的とした地域懇談会を継続的に実施する。

また、懇談会がより効果的な取組となるよう実施内容を整理し、手法等を含めた事業実施要綱を策定する。

### ②ふれあいいいきいきサロン事業

上越市の「地域支え合い事業」で実施している「通いの場」との関係性を整理し、上越市で効果性の高い事業展開となるよう方向性を検討するとともに、地域の実情による必要性を考慮しながら、サロンが設置されていない空白地区での立上げに取組み、居場所づくりによる孤立の防止や生きがいを進める。

また、サロンボランティア養成講座を実施し、新たな担い手の発掘に努める。

### ③ふれあい支え合いマップづくり事業

おおむね50世帯のご近所圏域で、要援護者や住民同士のつながり、福祉課題等を地図に書き込み地域の状況を把握するこの事業は、住民が地域に目を向け、見守りや支え合い活動のきっかけづくりとなる重要な取組であることから、実施地区を一層広げていくため、これまでに実施した地区における状況や成果等の共有を図り、職員の主導により多くの気づきを得られるよう取組むとともに、高齢化率の高い地区など優先的に進める地区を絞って更なる働きかけを行う。

また、災害時の避難者支援体制づくりにも有効な取組であるため、地域によっては上越市で進めている避難行動要支援者の個別避難計画の作成と併せて実施していく。

## 3. 誰もが安心して暮らせる地域

### (1) 権利擁護支援の強化

#### ①日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方への「福祉サービス利用援助」や「日常的な金銭管理」等の支援を行うこの事業は、高齢化に伴う認知症高齢者の増加等により益々利用者が増えていくと予測される。

法人後見事業との一体的な事業展開により権利擁護支援を強化するとともに、今

後の方向性として委託先の新潟県社会福祉協議会が示している市町村型への事業移行に向け、妙高市社協及び糸魚川市社協との協議・調整を進める。

#### ②法人後見事業

判断能力がない、もしくは十分でない人の権利を守るため、法人による法的支援が望ましい案件について、家庭裁判所からの受任依頼に対応していくとともに、後見業務を担う専門家や関係機関とのネットワークづくりを進め、連携を強化し、権利擁護の推進を図る。

#### ③権利擁護推進事業

市民や福祉関係者、企業等を対象とした出前講座やミニ講座を実施し、権利を守るための事業や制度の周知・啓発を図る。

また、法律の専門家である弁護士や司法書士等と福祉の専門職の協働により、権利擁護に関する専門相談を年3回実施する。

#### ④不登校児の短期自立支援事業

「～自由の学び舎～ やすづか学園」を継続的に運営し、様々な理由で不登校となった子どもたちの学ぶ権利を守り、豊かな自然や地域住民との関わりの中で心の回復を図り、自信を持って成長し自立した社会生活が送れるよう支援する。

また、不登校相談室の開設等により職員が保護者からの相談に応じ、経験に基づいた助言等により不安の解消や状況の改善に向けた支援を行う。

### (2) 総合相談体制の構築

#### ①心配ごと相談事業

身近な場所で、いつでも住民の困りごと、悩みごと、心配ごとに対応できるよう、各支所の職員が相談に応じ、問題解決に向けて支援する。

専門相談としては「不動産鑑定相談」「法律相談」を実施するとともに、市民に求められる専門相談の調査・検討を進める。

#### ②生活福祉資金貸付事業

新潟県社協からの委託を受け、低所得者世帯・高齢者世帯及び障がい者世帯へ、資金を貸し付けることにより自立した生活が送れるよう支援する。

生活困窮世帯については自立相談支援機関（パーソナルサポートセンター）と連携を図り対応する。また、必要な償還指導や相談支援により世帯の更生を図る。

### (3) 災害支援体制の強化

#### ①災害対策事業

行政、上越青年会議所、くびきのNPOサポートセンターと協働し設置した「上越市災害ボランティア連携推進会議」を定期的を開催し、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関わる協議を継続的に行うとともに、関係機関との支援協定締結に向けて取り組む。

また、災害時のマンパワーを確保するため、市民対象の災害ボランティアフォローアップ講座を実施し、講座修了者から災害ボランティアとして登録してもらうことにより、災害時の連携・協力体制の強化を図る。

### (4) 関係者・団体への支援及び協働体制の構築

#### ①上越ワーキングネットワーク支援事業

障害者福祉施設が共同で作業等を受注して工賃アップを図り、障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう活動を進めてきている上越ワーキングネットワークの取組を継続的に支援していく。

特に昨年度より新たに取組んでいる農作業の共同受注を今年度も引き続き実施し安定的な工賃の確保を図るとともに、上越ワーキングネットワークが自立した運営となるよう事務局機能の移管に向けた協議を進める。

#### ②団体事務事業

各団体の事務局業務を継続しながら今後の支援体制を検討する。また、自立運営に向けた協議を進める。

#### ③福祉の店「パレット」事業

上越圏域の障害者福祉施設の製品を展示・販売する常設店として売上増に向け、店舗が設置されている春日山荘の利用者のみでなく地域の方々も寄れる店となるよう、運営内容や販売手法等を検討し店舗運営を行う。

### (5) 委託事業の実施

#### ①地域支え合い事業の実施

上越市が28の地域自治区で取り組む「地域支え合い事業」（通いの場の設置・運営、協議体会議の開催等）について、合併前上越市では8地域自治区を受託して実

施するとともに、13区においても受託先となる住民組織（振興会等）と連携・協力し、住民による主体的な事業展開となるよう取組を進める。

#### ②重度身体障害者移動支援事業の実施

日常的に車椅子を使用されているなど歩行が困難な重度の障がいのある方に、通院等の外出支援のため福祉車両4台を配備し、運転ボランティアによる運行を行う。

#### ③ふれあいランチサービス事業の実施

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に、バランスのとれた食事の配食及び安否の確認を行うとともに、健康の維持や食生活に対する意識の高揚を図る。

#### ④手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣

聴覚に障がいのある方の社会参加の機会の拡大、コミュニケーション支援を目的として、適切かつ円滑に手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣を行う。

#### ⑤奉仕員養成講座及び生活訓練の実施

視聴覚に障がいのある方への支援体制を整備、充実するため、手話奉仕員の養成講座や要約筆記・点字・音声訳の講習会等を開催するとともに、視聴覚に障がいのある方が安全で安心な生活を送ることができるよう、様々な生活訓練を実施する。

### Ⅲ 介護・障害福祉サービス事業等の実施

利用者本位の福祉サービスの提供を原点におき、利用者一人ひとりの尊厳、自己決定を重視し、その人らしさを大切にするサービスを提供する。平成28年度は、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるために、利用しやすく柔軟に対応できる日常生活圏域における地域福祉型福祉サービスの展開に向けて取組む。また、在宅介護・障害福祉サービスの専門性を高めるとともに、多様な福祉課題・生活課題に対応できるよう地域福祉を推進する諸機関との連携と協働による福祉サービスのネットワーク強化を図り、地域福祉活動に取組む。

安定して良質な介護サービスが提供できるよう、研修体制の充実を図るとともに、アンケート等、客観的な事業評価と事業所ごとの自己評価を実施し、経営における問題点等を把握する事業改善に継続して取組む。

## 1. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方やご家族等の相談に応じ、利用者の選択に基づいたケアプランを作成して、上越市や医療機関、福祉サービス提供事業者と連携を図りながら、適切な保健医療福祉サービスが効果的に提供されるように努める。

事業所名称	休日	開設日
上越居宅介護支援事業所	土・日、 国民の祝日、 年末年始	H12. 4. 1
安塚居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
浦川原居宅介護支援事業所		H19. 4. 1
牧居宅介護支援事業所		H20. 4. 1
大潟居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
頸城居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
吉川居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
板倉居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
三和居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
名立居宅介護支援事業所		H13. 4. 1
柿崎居宅介護支援事業所		H25. 8. 1

## 2. 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な訪問介護サービスを提供する。医療や看護との連携を図りながら積極的に研修と実践に取り組み、安全で安心な頼りがいのある事業者を目指していく。

障害者総合支援法による障害福祉サービス事業として、身体障がい者や障がい児・知的障がい者・精神障がい者等の多様な利用ニーズに対応できるよう、ホームヘルパーの資質向上を目指し、各種研修事業への積極的な参加及び自己研鑽に努めることで、サービス内容の充実と拡充に努める。その他に、子育て支援として、産前・産後の体調不良のための家事や育児が困難な家庭や、多胎児を出産した家庭等において、産前・産後の健康管理と安心して子育てができる環境を整えるため、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施する。また、制度の狭間にあるニーズに対応するため、保険外ホームヘルプサービスを実施し、誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるようサポートしていく。

事業所名称	休 日	開設日
ヘルパーステーション上越	年中無休	H 5. 4. 1
ヘルパーステーション安塚	年中無休	H 6. 4. 1
ヘルパーステーション上越北	年中無休	H 6. 9. 1
ヘルパーステーション上越南	年中無休	S63. 4. 1
ヘルパーステーション柿崎	年中無休	H25. 8. 1

### 3. 通所介護（デイサービス）事業

利用者一人ひとりの有する能力に応じた自立支援を目標に、個別の援助計画によるサービスの提供を行う。専門職が多職種協同して利用者のニーズにこたえる質の高いサービスの提供に努める。利用者本位のサービスを提供するためにニーズに応じた弾力的な事業運営や内容改善に取り組む。

事業所名称	休 日	定員	開設日
上越総合福祉センターデイサービス	年中無休	38	H 3. 4. 1
デイホームやちほ	年中無休	18	H 8. 4. 1
デイホーム有田	年中無休	18	H 10. 4. 1
デイサービスセンター安塚やすらぎ荘	年中無休	40	H 24. 8. 1
浦川原高齢者生活福祉センター	年中無休	25	H 7. 4. 1
牧デイサービスセンターやまゆりの家	土・日曜日	18	H 4. 4. 1
大潟デイサービスセンターやすらぎの家	日曜日	30	H 3. 4. 1
頸城デイサービスセンター無憂の里	日曜日	33	H 9. 4. 1
頸城デイサービスセンターはながさの里	日曜日	27	H 4. 4. 1
くびきの里デイサービスセンター	年中無休	35	H 16. 4. 1
吉川デイサービスセンターあじさいの家	年中無休	25	H 4. 4. 1
いこいの里あさひデイサービスセンター	年中無休	30	H 22. 6. 7
みやじまの里第一清心荘（一般型）	日曜日	30	H 3. 6. 1
みやじまの里第一清心荘（認知症対応型）	日曜日	10	H 8. 11. 1
みやじまの里第二清心荘	土曜日	25	H 11. 8. 1
三和デイサービスセンター美杉の里	日・木曜日	25	H 5. 4. 1
三和デイサービスセンターすいせんの里	年中無休	25	H 12. 4. 1
名立デイサービスセンター椿寿苑	年中無休	33	H 7. 4. 1

### 4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業

家庭的な環境と地域との交流のもと、利用者が共同生活住居において職員と共働し、それぞれの役割をもって生活することで、利用者の認知症の進行を緩和し、一人ひとり

にあった自立生活が営めるようにサービスの提供を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
グループホーム安塚やすらぎ荘	年中無休	9	H 24. 8. 1

## 5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業

短期間の入所により、利用者の生活の質の向上及び家族の負担の軽減を図り、在宅生活の継続に資するサービスの提供を行う。また、現在5事業所で空床利用型の障害福祉サービス（短期入所）を実施している。平成28年度は、ほほ笑よしかわの里ショートステイでも開始予定。

事業所名称	休日	定員	開設日	空床利用型障害福祉サービス（短期入所）
安塚やすらぎ荘ショートステイ	年中無休	19	H 24. 8. 1	実施
くびきの里ショートステイ	年中無休	12	H 16. 4. 1	実施
ほほ笑よしかわの里ショートステイ	年中無休	10	H 15. 7. 1	28年度秋開始予定
いこいの里あさひショートステイ	年中無休	14	H 22. 6. 7	実施
コミュニティナイトホームみやじまの里	年中無休	8	H 11. 8. 1	実施
コミュニティナイトホームすいせんの里	年中無休	8	H 12. 4. 1	実施

## 6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業

施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切なサービス提供を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里	年中無休	30	H15. 7. 1

## 7. 地域包括支援センター事業

上越市からの委託を受け、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、総合相談・支援業務を行う。また、虐待の防止及びその早期発見に努める等権利擁護のために必要な援助を行う。介護予防サービス、生活支援サービス等の総合調整、介護予防マネジメントを行うとともに、地域ケア会議の開催等地域の関係機関との調整、包括的・継続的マネジメント業務を行う。

事業所名称	休日	開設日
安塚地域包括支援センター	土・日、 国民祝日、 年末年始	H18. 4. 1
浦川原地域包括支援センター		H18. 4. 1
頸城地域包括支援センター		H18. 4. 1
吉川地域包括支援センター		H18. 4. 1
三和地域包括支援センター		H18. 4. 1
名立地域包括支援センター		H18. 4. 1

## 8. 障害者相談支援事業

障がいのある方やご家族、関係者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図る。

- ・ 指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）
- ・ 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 指定障害児相談支援事業

## 9. 障害者就労支援等事業

### 就労支援事業所 ふれんどり～ミルはまなす・板倉ふれあい工房の経営

障がいのある方の基本的人権を尊重し、一人ひとりの能力や適性に合わせた自立支援を行うとともに、地域社会への参加を積極的に進め、社会の中で主体的に生活を送れるように必要な支援を行う。

#### （1）就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がいのある方の一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。

#### （2）就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜について、適切かつ効果的な支援を行う。

#### （3）生活介護事業

障害のある方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排せ



つ及び食事の介護等、創作的活動又は生産活動の機会の提供、個々の生きがいの創造、その他必要な支援を行う。

#### (4) 各事業の定員等

##### ふれんどり～ミルはまなす

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始 但し、行事等で 出勤日となるこ とがある	6	H23. 4. 1
就労継続支援B型事業		25	H23. 4. 1
生活介護事業		6	H27. 10. 1

##### 板倉ふれあい工房

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始	4	H26. 4. 1
就労継続支援B型事業		6	H26. 4. 1

#### 10. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業

県立上越テクノスクールから「介護員養成科2期」「介護員養成科4期」を受託する予定。高齢者の多様化するニーズに対応した知識・技能の習得を目指し、職業人としての介護職員を養成する。

訓練科名	定員
「介護員養成科2期」	20
「介護員養成科4期」	20

#### 11. 高齢者健康支援訪問事業

上越市からの委託を受け、生活習慣病等で介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域の課題や居住する高齢者の課題を把握し、介護予防と生活改善及び向上を図るために個別の健康支援訪問を実施する。

#### 12. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業

上越市からの指定管理を受け、在宅での生活に不安を感じるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯を対象に、住まいを提供し相談や緊急時の対応などのほか、交流を図りながら生活援助を行う。

事業所名称	定員	1人部屋	2人部屋	指定管理期間
浦川原生活支援ハウス	10	6	2	H28年度～30年度
頸城生活支援ハウス	10	8	1	H28年度～30年度
板倉生活支援ハウス	12	8	2	H28年度～30年度
名立生活支援ハウス	15	11	2	H28年度～30年度
合 計	47	33	7	

#### IV 施設の管理・運営事業

上越市からの指定管理、委託、補助等を受け、各種施設の管理・運営を行うことで、広く市民の交流を推進し、健康増進と福祉の向上を図る。

事業所名称	種別	管理・運営	指定管理期間
菱の里	宿泊交流施設	指定管理	H28年度
大潟老人福祉センター	高齢者交流施設	事務受託	
福寿荘	高齢者交流施設	事務受託	
中郷いきいきサロン	高齢者交流施設	事務受託	
春日山荘	高齢者の活動拠点	事業補助	